

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>(ad) 通信連絡設備 発電用原子炉施設には、設計基準事故から発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又はは保管する設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又はは保管する設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻射等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又はは保管する。 代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p>	<p>10.13 通信連絡設備 10.13.1 通常運転時等 10.13.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又はは保管する。 また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。 代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>10.13.1.2 設計方針 (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又はは保管する設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又はは保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策所へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信連絡設備管理要領（既存） 通信連絡設備管理要領（既存） 通信連絡設備管理要領（既存） 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力保安通信用電話設備の再登録に伴う保有台数等の変更を行う。 電力保安通信用電話設備の再登録に伴う保有台数等の変更を行う。 電力保安通信用電話設備の再登録に伴う保有台数等の変更を行う。

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
 【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(vii) 通信連絡設備 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる装置及び音声等による行を行うことができる装置として、非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安用電話設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送することができるデータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する設計とする。</p> <p>（中略）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することができるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指挿所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建</p>	<p>10.13.1.3 主要設備 10.13.1.3.1 通信連絡設備（1号及び2号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる装置及び音声等による行を行うことができる装置として、非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安用電話設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送することができるデータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>（中略）</p> <p>10.13.2 重大事故等時 10.13.2.1 概要 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>10.13.2.2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することができるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指挿所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建</p>	<p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信連絡設備管理要領（既存） <p>規定済</p> <p>変更なし</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力保安用通信電話設備の再登録に伴う保有台数等の変更を行う。
<p>（中略）</p> <p>10.13.2.2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することができるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指挿所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建</p>	<p>10.13.2.2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することができるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指挿所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建</p>	<p>第83条にて整理</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 運転基準（既存） 発電課緊急事態対応要領（既存） 技術基準（既存） 通信連絡設備管理 	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 建屋名称の変更を行う。 建屋名称の変更を行う。

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可</p> <p>(SPDS) は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指挿所)又は緊急時対策棟に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加え、全交流動力電源が喪失した場合にも、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)及び無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所(指挿所)又は緊急時対策棟内の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)については、ディーゼル発電機に加え、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置に設置している衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、ディーゼル発電機に加え、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話設備(衛星携帯電話(固定型、携帯型))(1号及び2号炉共用) 無線連絡設備(無線通話装置(携帯型))(1号及び2号炉共用) 携帯型通話設備(携帯型有線通話装置)(1号及び2号炉共用) 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)(1号及び2号炉共用) SPDS データ表示装置(1号及び2号炉共用) 大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備) 代替緊急時対策所用発電機(1号及び2号炉共用) <p>(10.10 緊急時対策所)</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可</p> <p>屋に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指挿所)又は緊急時対策棟に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加え、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)、無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所(指挿所)又は緊急時対策棟内の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)については、ディーゼル発電機に加え、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、ディーゼル発電機に加え、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話設備(衛星携帯電話(固定型、携帯型))(1号及び2号炉共用) 無線連絡設備(無線通話装置(携帯型))(1号及び2号炉共用) 携帯型通話設備(携帯型有線通話装置)(1号及び2号炉共用) 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)(1号及び2号炉共用) SPDS データ表示装置(1号及び2号炉共用) 大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備) 代替緊急時対策所用発電機(1号及び2号炉共用) <p>(10.10 緊急時対策所)</p>			<p>該当規定文書</p> <p>要領(既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保修基準(既存) ・ 保安規定に基づく保修業務要領(既存) ・ 放射線管理基準(既存) ・ 放射線管理要領(既存) 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡を必要とする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所（免震重要棟内）に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所） 大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機車については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡を必要とする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所（免震重要棟内）に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>大容量空冷式発電機については、「ス.(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策用発電機重については、「ス.(3)(vi)緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>運転指令設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>非常用サイレン（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>加入電話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>電力保安通信用電話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>テレビ会議システム（社内）（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>無線連絡設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>携帯型通話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用）一式</p>	<p>大容量空冷式発電機又は緊急時対策所（免震重要棟内）用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（1号及び2号炉共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（1号及び2号炉共用） 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） 大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） 代替緊急時対策用発電機（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所） 緊急時対策用発電機重（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所） <p>大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策用発電機重については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>（中略）</p> <p>10.13.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.8.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携帯型通話設備は、重大事故等時における建屋内（原子炉格納容器内を除く。）及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指挿所）又は緊急時対策棟のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p>				

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>A. 1号炉</p> <p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(中略)</p> <p>(i) 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>d. 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>(a) 手順書の整備</p> <p>重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転本手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。</p> <p>(中略)</p>	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(中略)</p> <p>5.1 重大事故等対策</p> <p>5.1.1 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 手順書の整備</p> <p>重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転本手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）、添付2及び添付3に規定済</p>			
<p>(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができようようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち</p>	<p>g. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>発電所構内において輸送手段の輸送容器等に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができようようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち</p>			<p>・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・防護員の配備場所の建屋名称の変更を反映する。</p>

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 体制の整備 重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c-2) 実施組織を、運転員等により事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班、発電設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班、発煙所及びその周辺(周辺海域)における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握及び災害対策活動に従事する要員の被ばく管理を実施する班、建物及び構築物の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班で構成し、必要な役割の分担を行い、重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p>	<p>初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 体制の整備 重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 実施組織を、運転班(運転員(当直員)を含む。)、保修班、安全管理班及び土木建築班により構成し、必要な役割の分担を行い、重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>運転班は、運転員(当直員)の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、発電設備の保安維持を行う。</p> <p>保修班は、発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに消火活動を行う。</p> <p>安全管理班は、発煙所及びその周辺(周辺海域)における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策室内)におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p>土木建築班は、建物及び構築物の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p>	<p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 運転班は、運転員(当直員)の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、原子炉施設の保安維持を行う。</p> <p>b 保修班は、原子炉施設(土木建築設備を除く。)の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに原子炉施設の消火活動を行う。</p> <p>c 安全管理班は、発煙所及びその周辺(周辺海域)における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所(緊急時対策室内)におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p>d 土木建築班は、原子炉施設のうち、土木建築設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p>	<p>・ 建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・ 非常事態対策基準(既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・ 放射線管理基準(既存) ・ 放射線管理要領(既存) 【要員の被ばく管理に関する事項】</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
<p>(c-5) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行い、所長(原子炉防災管理者)を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中において、実施組織及び支援組織を配置し重大事故等の対策を実施する。</p> <p>時間外、休日(夜間)においては、重大事</p>	<p>e. 所長(原子炉防災管理者)は、警戒事象(原子炉災害対策特別措置法第10条の可能性)がある事故、故障等又は自然災害発生により緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行い、所長(原子炉防災管理者)を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を配置し重大事故等の</p>	<p>(7) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当てて確保する。</p>			

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内又は発電所近傍に緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員を常時確保し、体制を強化する。</p> <p>(中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の全要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>策を実施する。</p> <p>時間外、休日(夜間)においては、重大事故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内又は発電所近傍に緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員を常時確保し、体制を強化する。</p> <p>(中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の全要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(中略)</p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準(既存) 【緊急時対策本部に關する事項】 ・運転基準(既存) 【運転員等の管理】</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>
<p>(c-8) 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、支援組織が、発電所内外に通信ネットワークと連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備等(テレビ会議システムを含む)を備えた緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策棟内を整備する。</p>	<p>h. 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、以下の施設及び設備を整備する。</p> <p>支援組織が、必要なプラントのパラメータを確保するための緊急時連転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信ネットワークに接続する通信設備等(テレビ会議システムを含む)、衛星携帯電話設備及び携帯型無線通話装置を備えた緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)を整備する。</p>	<p>(y) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a パラメータを確保するための緊急時連転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信ネットワークに接続する通信設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えたた緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準(既存) 【緊急時対策本部に關する事項】 ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存) 【通信連絡設備の整備に關する事項】</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>
<p>さらに、実施組織が中央制御室、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び現場との連携を図るため、携帯型無線通話装置等を整備する。</p>	<p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p>	<p>(以下、省略)</p>	<p>記載の考え方</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(以下、省略)</p>	<p>(以下、省略)</p>

【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(ii) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 a. 可搬型設備等による対応 (a-3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びびその対応操作 (a-3-1) 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー (中略)</p>	<p>5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 5.2.1 可搬型設備等による対応 (3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びびその対応操作 a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー (中略)</p>	<p>重大事故等及び大規模損壊対応にかかわる実施基準 2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 (5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びびその対応操作 ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー (中略)</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準(既存) (添付：大規模損壊時対応ガイドライン)</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。 (既存) (添付：大規模損壊時対応ガイドライン)</p>
<p>(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー 大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況把握が速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できる場合に、当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。 なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>(b) 緩和操作を選択するための判断フロー 大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況把握が速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できる場合に、当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。 なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>緩和操作を選択するための判断フロー (4) 緩和操作を選択するための判断フローは、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。 緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。 中央制御室又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況把握が速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できる場合に、当該フローに個別操作への移行基準を定める。 なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故等対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づいては、大規模損壊時の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)</p>
<p>(a-3-2) 優先順位に係る基本的な考え方 環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響</p>	<p>b. 優先順位に係る基本的な考え方 大規模損壊発生時には、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員及び残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>にも、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員及び残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>上記の火災への対応を含む優先順位に係る基本的な考え方に基づく、大規模損壊発生時の初動対応及び大規模火災への対応について、優先順位に従った具体的な対応を以下に示す。</p> <p>(a) 大規模損壊が発生又は発生する恐れがある場合、当直課長又は原子力防災管理者は事象に依り以下の対応及び確認を行う。</p> <p>イ 事前予測ができない自然災害（地震）又は大型航空機の衝突が発生した場合 中央制御室が機能している場合は、当直課長が地震、緊急地震速報及び地震に伴う警報等により、航空機衝突は衝撃音及び衝撃音等により事象を破知し、被災状況、運転状況の確認を行い、原子力防災管理者へ状況報告を行う。なお、中央制御室が機能していない場合は、当直課長から原子力防災管理者へ連絡がない場合は、原子力防災管理者が地震は緊急地震速報等により、航空機衝突は衝撃音及び衝撃音等により事象を検知し、中央制御室へ状況の確認、連絡を行うと共に、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。</p> <p>ロ 事前予測ができて自然災害（津波）が発生した場合 大津波警報が発令された場合、当直課長は原則として発電用原子炉を手動停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに原子力防災管理者へ状況連絡を行う。連絡を受けた原子力防災管理者は、要員を一旦高所へ避難させた後、第2、第3波の津波の情報を継続的に収集しながら、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たつての拠点は、緊急時対策所（緊急時対策棟内)を基本とし、特重施設</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） （添付：大規模損壊時対応ガイドライン）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>
	<p>(4) 大規模損壊発生時の対応拠点において、本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うに当たつての拠点は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策</p>		<p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） 【対応拠点に関する事項】</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>箇所（緊急時対策棟内）が基本となる。また、運転員（当直員）の拠点については、中央制御室が機能している場合は中央制御室とするが、中央制御室が機能していない場合や火災等により運転員（当直員）に危険が及ぶ恐れがある場合は、施設の損壊状況及び対応可能な要員等を勘案し緊急時対策本部が判断する。なお、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</u></p>	<p>要員が対応を行うに当たっての拠点 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要	
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.14 電源の確保に関する手順等 (燃料補給) (中略)	1.14.2 重大事故等時の手順等 (中略) 1.14.2.4 燃料の補給手順等 (中略) (1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料(重油)補給 (中略) c. 操作の成立性 (中略)	1.14.2 重大事故等時の手順等 (中略) 1.14.2.4 燃料の補給手順等 (中略) (1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料(重油)補給 (中略) c. 操作の成立性 (中略)	なお、 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」及び「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料(重油)も含め、燃料油貯蔵タンク(約108k0、2基)、燃料油貯蔵タンク(約147k0、2基)、大容量空冷式発電機用燃料タンク(約20k0、1基)を管理する。	なお、 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」及び「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料(重油)も含め、燃料油貯蔵タンク(約108k0、2基)、燃料油貯蔵タンク(約147k0、2基)、大容量空冷式発電機用燃料タンク(約20k0、1基)を管理する。	(1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料(重油)補給 (中略) 2 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料(重油)も含め、燃料油貯蔵タンク、燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機用燃料タンクの貯油量を管理する。	・規定済(既存) ・保安規定に基づく保 修業務要領(既存)	・規定済(変更なし)				
(以下、省略)	(以下、省略)	(以下、省略)	(以下、省略)	(以下、省略)	(以下、省略)						

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
第 10.1 表（添付書類は第 5.1.1 表） 1.17 監視測定等に関する手順等 （中略）	設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	<p>1.17.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 （中略）</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 （中略）</p> <p>b. 操作手順 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.3 図に示す。</p> <p>① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 安全管理班は、<u>緊急時対策棟（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」という。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」という。）に移動し、監視局ハブを起動する。</u></p> <p>③ 安全管理班は、必要とする数量の可搬型モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星携帯アンテナ部を車等に積載し、測定場所まで運搬・配置し、<u>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、監視・測定を開始する。</u></p> <p>④ 安全管理班は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 安全管理班は、使用中に充電機の残量が少ない場合、予備の充電機と交換する。<u>（連続 7 日間以上使用可能）</u></p> <p>（以下、省略）</p>	<p>2 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 （中略）</p>				<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理基準（既存） 放射線管理要領（既存） 可搬型モニタリングポストによる代替測定 運転基準（既存） 【警報確認】 <ul style="list-style-type: none"> 建屋名称の変更を行う。 	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要			
				記載の考え方		該当規定文書			
<p>原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p>		<p>(3) 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定 原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより測定し、並びにその測定結果を記録する。可搬型エリアモニタの配置位置を第1.17.4図に示す。 なお、配置する可搬型エリアモニタのうち、1台を緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の加圧判断用のエリアモニタとして使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 操作手順 可搬型エリアモニタによる放射線量測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタムチャートを第1.17.5図に示す。 ① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型エリアモニタによる放射線量の測定開始を指示する。 ② 安全管理班は、必要とする数量の可搬型エリアモニタ、記録装置、送信器、中継器及び受信器を車等に積載し、保管場所である緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟から測定場所まで運搬・配置し、監視・測定を開始する。中継器は、通信を考慮した場所に取り付ける。 ③ 安全管理班は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に移動し、監視局パソコンを起動し、データが伝送されていることを確認する。 ④ 安全管理班は、可搬型エリアモニタの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。 安全管理班は、使用中に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。（連続7日間以上使用可能）</p> <p>(以下、省略)</p>		<p>3 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定 (規定済)</p> <p>(中略)</p>		<p>・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>		<p>・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>(4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>田滑に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u> (以下、省略)</p>	<p>4 放射性物質の濃度の代替測定 (1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p>		<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準(既存) 技術基準(既存) 通信連絡設備管理要領(既存) <ul style="list-style-type: none"> 建屋名称の変更を行う。 	
	<p>(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)</p> <p>a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>田滑に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p> <p>b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班3名にて実施し一連の作業の所要時間は、約3時間と想定する。 <u>田滑に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p>	<p>5 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)</p> <p>(1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(2) 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準(既存) 技術基準(既存) 通信連絡設備管理要領(既存) <ul style="list-style-type: none"> 建屋名称の変更を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準(既存) 技術基準(既存) 通信連絡設備管理要領(既存) <ul style="list-style-type: none"> 建屋名称の変更を行う。 	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要		
	<p>c. 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>田沼に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p> <p>d. 海上モニタリング測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応のうち、小型船舶が海面に着水するまでの時間は約2時間と想定する。その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、発電所近くで約2時間と想定する。 <u>田沼に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p>	<p>(3) 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 (中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準(既存) 放射線管理基準(既存) 放射線管理要領(既存) 技術基準(既存) 通信連絡設備管理要領(既存) <ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準(既存) 技術基準(既存) 通信連絡設備管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋名称の変更を行う。 			
<p>(対応手段等) ・風向、風速その他の気象条件の測定</p>	<p>1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (中略)</p> <p>(1) 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)</p> <p>b. 操作手順 可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.13図に示す。 ① 総括班長は、手順着手の判断基準に基づき、総括班に可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定の開始を指示する。 ② 総括班は、可搬型気象観測装置一式を</p>	<p>(対応手段等) 風向、風速その他の気象条件の測定 (中略)</p> <p>1 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準(既存) 技術基準(既存) 気象観測装置関連業務要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋名称の変更を行う。 		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>車等に積載し、保管場所である緊急時対策棟（指播所）又は緊急時対策棟から指定の場所まで運搬・配置する。</p> <p>③ 総括班は、可搬型気象観測装置と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所（指播所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④ 総括班は、可搬型気象観測装置の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。</p> <p>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 総括班は、使用中に充電電池の残量が少ない場合は、予備の充電電池と交換する。 (連続約12時間使用可能)</p> <p>(以下、省略)</p>				

設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容 添付3 表-18		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 （緊急時対策棟内） （方針目的） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持する等が必要となる。居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容 添付3 表-18 操作手順 （緊急時対策所 （緊急時対策棟内））	社内規定文書 記載内容の概要	<p>① 方針目的 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に関し、重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間以下にするため、以下の手順等により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保する。 多様な拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の變更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・建屋名称の変更及び取付箇所の追加を行う。</p>
（対応手段等） 居住性の確保 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間以下にするため、以下の手順等により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保する。	<p>1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 重大事故が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に緊急時対策所非常用空気浄化設備、緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用発電機車、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計とどまるために必要な居住性を確保する。 環境に放射性物質等が放出された場合、可搬型エアモータ（加圧判断用）により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、緊急時対策所加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。 また、方が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に侵入した場合においても、緊急時対策所エアモータにて監視、測定することにより、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への放射性物質の侵入を低減する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。 これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p>	<p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 重大事故が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に緊急時対策所非常用空気浄化設備、緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用発電機車、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計とどまるために必要な居住性を確保する。 環境に放射性物質等が放出された場合、可搬型エアモータ（加圧判断用）により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、緊急時対策所加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。 また、方が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に侵入した場合においても、緊急時対策所エアモータにて監視、測定することにより、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への放射性物質の侵入を低減する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。 これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・建屋名称の変更及び取付箇所の追加を行う。</p>	
(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立ち上げの 重大事故が発生するおそれがある場合等	<p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立ち上げの 重大事故が発生するおそれがある場合等</p>	<p>1 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立ち上げの 手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）立ち上げの 手順</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要	
<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）を立ち上げる場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動するとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じた換気率を調整する。また、ブルーム放出時の緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えに備え、緊急時対策所加圧設備の系統構成等の準備を行う。</p> <p>全交流電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p>	<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）を使用し、緊急時対策本部署を配置するための準備として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※緊急時体制が発令され、緊急時対策本部署が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p> <p>a. 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）立ち上げ時の緊急時対策所非常用空気浄化設備運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所非常用空気浄化設備の概略系統図を第 1.18.2 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.5 図に示す。</p> <p>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所非常用空気浄化設備の起動を指示する。</p> <p>② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>③ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の給排気ダンパを操作し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の流量（指測所：40～50m³/min、休憩所：17～25m³/min）を調整するとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の圧力を微正圧（指測所：100Pa [gauge]、休憩所：100Pa [gauge]）に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約20分と想定する。</p> <p>b. 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。</p>	<p>緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順</p> <p>緊急時対策本部署は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p>	<p>(既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・規定済（変更なし）</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策本部署は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p>	<p>・手順の変更を行う。</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・手順の変更を行う。</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要	
	<p>(a) 手順着手の判断基準 <u>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上り時。</u></p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備による空気供給準備時の概略系統図を第 1.18.3 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.5 図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所加圧設備の系統構成（空気ポンプから室内の空気供給装置まで）を指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、各部の漏えい等がないことを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他 5 名で行い、一連の操作完了まで約 30 分と想定する。</p> <p>c. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 <u>緊急時対策所非常用空気浄化設備又は緊急時対策所加圧設備を運転している場合。</u></p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順は以下のとおり。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 総括班他は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 ③ 総括班長は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度が 18% 以上又は二酸化炭素濃度が 0.5% 以下を維持できない場合は、給排気ダンプの開度調整により、換気率を調整する。 なお、緊急時対策所加圧設備を使用している場合において、酸素濃度が 19% 以上又は二酸化炭素濃度が 1.0% 以下を維持できない場合は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置されている空気が</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(3) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。</p> <p>・ 規定済（変更なし）</p> <p>・ 建屋名称の変更、使用（測定）場所の変更（休憩所を追加）及び手順の変更を行う。</p> <p>・ 規定済（変更なし）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 建屋名称の変更及び使用（測定）場所の変更（休憩所を追加）を行う。</p>		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要		
	<p>ンベ加圧ラインの空気ポンプ流量調節弁及び排気ダンプの開度調整により、空気流量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括班他1名で操作を行うことが可能である。室内での測定、弁及びダンプの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>(2) 原子炉災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置する手順を整備する。 1号炉及び2号炉原子炉格納容器の周囲8方向を囲むように配備する可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順 (a) 手順着手の判断基準 原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。 (b) 操作手順 緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリアモニタを設置し、起動する。 (c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分を想定する。 (以下、省略)</p>						
<p>原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策所エリアモニタを、原子炉格納容器と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の中間位置へ可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を開始する。</p>		<p>2 原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子炉災害が発生した場合、措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。 可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p>	<p>・ 建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存） ・ 放射線管理基準（既存） ・ 放射線管理要領（既存）</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。 ・ 建屋名称の変更及び取付箇所の追加を行う。</p>	<p>・ 建屋名称の変更を行う。</p>		
		<p>3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>・ 建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存） ・ 放射線管理基準（既存） ・ 放射線管理要領（既存）</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。 ・ 建屋名称の変更及び取付箇所の追加を行う。</p>	<p>・ 建屋名称の変更を行う。</p>		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<ul style="list-style-type: none"> 可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出の発生、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。 	<p>a. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にともどまる要員について ブルーム通過中においても、<u>緊急時対策所（緊急時対策棟内）にともどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 49 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 38 名の合計 87 名と想定している。</u> ブルーム放出のおそれがある場合、本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（100 名）の範囲で<u>緊急時対策所（緊急時対策棟内）にともどまる要員を判断する。</u></p> <p>b. <u>緊急時対策所加圧設備への切替準備手順</u> ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ボンベによる加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合。 具体的に以下いずれかに該当した場合。 ・ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、原子炉格納施設と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の間 8 方位に設置する可搬型エリアモニタのうち可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が 0.1mSv/h 以上となった場合。 ・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、<u>緊急時対策所（緊急時対策棟内）内でのプラント状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</u> ・炉心損傷前であった中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、<u>緊急時対策所（緊急時対策棟内）内でのプラント状態監視の結果、本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</u></p>	<p>う。</p> <p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にともどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にともどまる要員を判断する。 ブルーム通過中においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にともどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規定済（変更なし） 	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存） 	<ul style="list-style-type: none"> 規定済（変更なし） 非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存） 建屋名称の変更を行う。

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要	
<p>原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタの指示が上昇し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に接近した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可</p> <p>(b) 操作手順 ブルーム放出のおそれがある場合に実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.7 図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、総括班他へヘルプの監視強化及び空気ポンプによる加圧操作の要員配置を指示する。 ② 総括班他は緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の監視強化を行う。 ③ 総括班他は加圧操作の要員を配置する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括班他 3 名で行う。室内での対応が可能である。 なお、直接線、スカイライン線では 8 方位に設置する可搬型エリアモニタのうち複数台の指示上昇が予想されることから、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリアモニタ指示値も参考とする。</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備への切替手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に接近した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の換気を停止し、緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の加圧を実施する手順を整理する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。 ・可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が 30mSv/h 以上となった場合。 ・緊急時対策所エリアモニタの指示が 0.5mSv/h 以上となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備運転時の概略系統図を第 1.18.4 図、タイムチャートを第 1.18.8 図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、総括班他に緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の加圧の開始を指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気</p>	<p>緊急時対策所加圧設備への切替手順からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）に接近した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の換気を停止し、緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p>	<p>建屋名称の変更を行う。</p> <p>・建屋名称の変更及び手順の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・規定済</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・規定済（変更なし）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・規定済（変更なし）</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
				記載の考え方		該当規定文書	
<p>その後、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が低下し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切り替える。</p>	<p>浄化設備による緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の換気を停止とする。 ③ 総括班他は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の流量調節弁及び非ガスダンパを操作し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の流量（指挿所：10.7m³/min以上、休憩所：3.9m³/min以上）を調整するとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を微正圧（指挿所：100Pa [gage]、休憩所：100Pa [gage]）に調整する。 なお、緊急時対策所非常用空気浄化設備又は緊急時対策所加圧設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所（緊急時対策棟内）立ち上げの手順 c. 緊急時対策所（緊急時対策棟内所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約2分と想定する。</p> <p>d. 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切り替え手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）周辺から希ガスの影響が減少した場合に緊急時対策所（緊急時対策棟内）加圧設備による加圧を停止し、緊急時対策所非常用空気浄化設備による緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の換気を開始する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタにて空気吸収効率等を継続的に監視し、その指示値がブーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切り替える手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.2図、タイムチャートを第1.18.9図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、総括班長に緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切り替えることを指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気浄化設備による緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の換気を開始する。 ③ 総括班他は、必要により、緊急時対策</p>	<p>(4) 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切り替え手順 緊急時対策本部長は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が低下し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切替える。</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更及び手順の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（変更なし） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（変更なし） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更（変更なし） ・規定済（変更なし）</p>		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要			
<p>(対応手段等) 必要な指示及び通信連絡 重大事故等が発生した場合、重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員等が、 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集 設備及び通信連絡設備により、必要なプラ ントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故 等に対処するために必要な情報を把握する とともに、重大事故等に対処するための対策の 検討を行う。</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に 必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策棟 内）に整備する。当該資料は常に最新となる よう通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 （緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、 発電所内外の通信連絡設備による必要の場 所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設 備により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の</p>		<p>所（緊急時対策棟内所）内の給排気ダン パを操作し、緊急時対策所（緊急時対策 棟内）内の流量（指挿所：40～50m³/ min、休憩所：17～25m³/ min）を調整す る。</p> <p>④ 総括班他は、緊急時対策所（緊急時対 策棟内）内の空気供給弁を閉とし、 緊急時対策所加圧設備による加圧を停止 する。</p> <p>⑤ 総括班他は、必要により、緊急時対策 所（緊急時対策棟内）内の給排気ダンパ を操作し、緊急時対策所（緊急時対策棟 内）内を微正圧（指挿所： 100Pa[gage]、休憩所：100Pa[gage]）に 調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所非常用空気清化設 備又は緊急時対策所加圧設備運転時の酸 素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順に ついては、「(1)緊急時対策所（緊急時 対策棟内）立ち上げの手順 c. 緊急時 対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度 及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示 す。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対 策棟内）内にて、総括班他3名で行い、 一連の操作完了まで約2分と想定する。 なお、緊急時対策所非常用空気清化設備 への切替えを判断する場合は、モニタリ ングステーション、モニタリングポスト、可 搬型モニタリングポスト及び可搬型エリア モニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリア モニタの指示値も参考とする。</p>		<p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要 な指示及び通信連絡に関する手順等 重大事故等が発生した場合において、重大 事故等に対処するために必要な指示を行う要 員等が、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の 情報収集設備及び通信連絡設備により、必要 なプラントパラメータ等を監視又は収集し、 重大事故等に対処するために必要な情報を把 握するとともに、重大事故等に対処するため の対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の 検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時 対策棟内）に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急 時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備 により、発電所内外の通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設 備からの給電により、緊急時対策所（緊急時 対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備</p>		<p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するために必要な指示 及び通信連絡に関わる以下の事項について 明確にする。 1 重大事故等に対処するために必要な情 報を把握するため、緊急時対策所（緊急 時対策棟内）の情報収集設備及び通信連 絡設備により、必要なプラントパラメー タ等を監視又は収集する。 2 重大事故等に対処するための対策の検 討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急 時対策棟内）に配備し、常に最新となる よう通常時から維持、管理する。 3 重大事故等が発生した場合、緊急時対 策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備 により、発電所内外の通信連絡をする必 要のある場所と通信連絡を行う。 4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電 源設備により緊急時対策所（緊急時対策</p>		<p>・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・規定済（変更なし）</p>		<p>・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・技術基準 (既存) ・通信連絡設備管理要 領 (既存)</p>		<p>・建屋名称の変更を行う。</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	を使用する。	を 使用する。	を 使用する。	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可</p> <p>を使用する。</p>	<p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備によるフラントパラメータ等の監視手順（緊急時対策棟内）情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置により重大事故等に対処するために必要なフラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時。</p> <p>b. 操作手順 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、常時、伝送が行われており、SPDS データ表示装置を起動し、監視する手順は以下のとおり。緊急時対策所（緊急時対策棟内）情報収集設備を第1.18.10 図に示す。</p> <p>① 総括班他は、作業着手の判断基準に基づきSPDS データ表示装置の接続を確認し、端末（PC）を起動する。</p> <p>② 総括班他は、SPDS データ表示装置にて、各パラメータを監視する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括班他1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間の対応が可能であると想定する。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>情報収集設備及び通信連絡設備（棟内）の情報収集設備によるフラントパラメータ等の監視手順（緊急時対策棟内）情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置により重大事故等に対処するために必要なフラントパラメータ等を監視する。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>非常事態対策要領（既存）</p> <p>技術基準（既存）</p> <p>通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>非常事態対策要領（既存）</p> <p>技術基準（既存）</p> <p>通信連絡設備管理要領（既存）</p>
<p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要資料を、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（緊急時対策棟内）に整備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（緊急時対策棟内）に整備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（緊急時対策棟内）に整備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>非常事態対策要領（既存）</p> <p>技術基準（既存）</p> <p>通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>非常事態対策要領（既存）</p> <p>技術基準（既存）</p> <p>通信連絡設備管理要領（既存）</p>
<p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p>	<p>(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、中央制御室、屋内内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡</p>	<p>(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、中央制御室、屋内内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡</p>	<p>(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>非常事態対策要領（既存）</p> <p>技術基準（既存）</p> <p>通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>非常事態対策要領（既存）</p> <p>技術基準（既存）</p> <p>通信連絡設備管理要領（既存）</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(対応手段等) 必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するための重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。 重大事故等に対処するためには、重大事故等に行う要員と現場作業を行う要員等との輻射を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。 これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p>	<p>格設備を第 1.18.4 表に示す。 発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大 100 名を収容する。 要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻射を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。これらにより必要な資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、維持、管理する。</p>	<p>格設備を第 1.18.4 表に示す。 発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>記載すべき内容 設備の使用手法等、必要な手順の詳細は、表 19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>記載の考え方 ・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>	
<p>(1) 放射線管理について a. 放射線管理用資機材の維持管理等について 安全管理課長は、1 週間外部からの支援がなくなるとも対策要員が使用する十分な数量の装備（線量計、マスク等）を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 安全管理課長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、ボケット線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。 また、安全管理課長は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニットの線量を監視するため、可搬型エリアモニタを設置するとともに、線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する区域を設ける等の対応を行う。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大 100 名を収容する。 要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻射を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。これらにより必要な資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、維持、管理する。</p>	<p>(1) 放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット近傍に可搬型エリアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する等の対応を行う。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するための重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。 緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p>	<p>記載の考え方 ・建屋名称の変更を行う。 ・規定済（変更なし）</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・規定済（変更なし） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。 ・規定済（変更なし）</p>	
<p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行う。 チェンジングエリアの設置及び運用手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行う。 チェンジングエリアの設置及び運用手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行う。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大 100 名を収容する。 要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻射を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。これらにより必要な資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、維持、管理する。</p>	<p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行う。 チェンジングエリアの設置及び運用手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行う。</p>	<p>記載の考え方 ・建屋名称の変更を行う。 ・規定済（変更なし）</p>	<p>記載の考え方 ・建屋名称の変更を行う。 ・規定済（変更なし）</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。 ・規定済（変更なし）</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p><u>状況下になった場合に運用する。</u></p> <p>放射線管理 現場作業を行う要員等が屋外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮へい効果のある待機所内で待機する。 チェンジングエリア内では現場作業を行う要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p>	<p>ためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、運用する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 チェンジングエリアを設置するための手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.11 図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長にチェンジングエリアの設置を指示する。 ② 安全管理班は、養生シートにてチェンジングエリア設置場所を養生する。 ③ 安全管理班は、各エリアの養生シートを隙間無くテープにて養生する。 ④ 安全管理班は、各エリア間の境界にバリア、粘着マットを設置する。 ⑤ 安全管理班は、脱衣収納容器、GM 汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班 2 名で行い、一連の操作完了まで約 60 分と想定する。 チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、安全管理班の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、安全管理班 2 名が身体サーベイ及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。 なお、身体サーベイを待つ現場作業等を行う要員等は、周辺からの放射線影響を低減するため、遮へい効果のある緊急時対策棟内で待機する。 チェンジングエリア内での身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウエス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合はシャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。 シャワーを用いた除染による廃水は汚染水槽に保管し、放射性廃棄物として廃棄する。</p>	<p>アを設置するための資機材を整備し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p>	<p>・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書	
設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要	
<p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの稼働が上昇する等、切替が必要となつた場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの稼働が上昇する等、切替が必要となつた場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p>	<p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの稼働が上昇するなど切替が必要となつた場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 フィルタユニットの線量上昇等により運転中の緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となつた場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.12 図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えを総括班長に指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えを実施する。 ③ 総括班他は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットに切り替わることを確認する。 ④ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の給排気システムを操作し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の流量（指針所：40～50m³/min、休憩所：17～25m³/min）を調整するとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の圧力を微正圧（指針所：100Pa[gage]、休憩所 100Pa[gage]）に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括班他 1 名で行い、一連の操作完了まで約 5 分と想定する。 フィルタユニットは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に設置する 2 系統により、稼働ヶ月間使用可能とする。 なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ適切に切り替え、フィルタの交換、保管等を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切り替えた後、放射線物質が減衰するまで一定期間保管する。</p>	<p>(3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの稼働が上昇するなど切替が必要となつた場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p>	<p>記載の考え方 ・ 規定済（変更なし）</p>	<p>該当規定文書 ・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要 ・ 規定済（変更なし）</p>		
<p>(2) 飲料水、食料等について、防災課長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生</p>	<p>飲料水、食料等について、防災課長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生</p>	<p>2 飲料水、食料等について、緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに 1 週間、活動するために</p>	<p>・ 建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領</p>	<p>・ 建屋名称の変更を行う。 ・ 建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>・ 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p>	<p>後、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、食料等の支給を適切に運用する。</p> <p>安全管理班は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の空気中放射線物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の空気中放射線物質濃度が目安値（1×10^{-3} Bq/cm³未満）よりも高くなった場合であっても、本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 全交流動力電源喪失時は、代替電源として緊急時対策所用発電機車により給電する。 （緊急時対策棟内）へ給電する。</p> <p>なお、緊急時パラメータ伝送システム（SPDS）のうち原子炉補助建屋に設置されている緊急時パラメータ伝送システム（SPDS）の機器については、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機車による給電 全交流動力電源喪失時は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源を確保するため、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車を起動することにより緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟近傍に設置する緊急時対策所用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給へ対応する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の變更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として緊急時対策所用発電機車により緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電する。</p> <p>なお、原子炉補助建屋に設置されている緊急時パラメータ伝送システム（SPDS）の機器については、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照</p> <p>1 緊急時対策所用発電機車による給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車から給電する。 (1) 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電を開始する。 (2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>ア 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行う。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。 ・ 建屋名称の変更を行う。</p> <p>※原子炉補助建屋には中間建屋を含む</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。 ・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。 ・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。 ・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p>		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>緊急時対策棟と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の手順は以下のとおり。概略系統図を第 1.18.13 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.14 図及び第 1.18.15 図に示す。</p> <p>① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策棟内）への給電準備作業開始を指示する。</p> <p>② 総括班他は、電源ケーブルの絶縁抵抗測定を実施し、異常がないことを確認する。</p> <p>③ 総括班他は、緊急時対策棟内の電源接続機への電源ケーブルの接続を行う。</p> <p>④ 総括班他は、燃料油供給ホース収納箱から燃料油供給ホースを取り出し、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車まで、燃料油供給ホースの接続を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策棟と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続の対応は、総括班他 3 名で行い、一連の操作完了まで約 15 分、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の対応は、総括班他 3 名で行い、一連の操作完了まで約 15 分を要する。 暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機車起動手順 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機車の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、早期の電源回復が不能の場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車による電源を給電する手順は以下のとおり。常設電源による電源を給電する 場合の概略系統図を第 1.18.16 図に、緊急時対策所用発電機車による電源を給電する場合の概略系統図を第 1.18.17 図に、緊急時対策所用発電機車への燃料供給の概略系統図を第 1.18.13 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.18 図に示す。</p> <p>① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策棟内）電源供給作業開始を指示する。</p>	<p>緊急時対策所用発電機車起動手順 緊急時対策本館は、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機車の起動を行う。</p> <p>イ 緊急時対策所用発電機車起動手順 緊急時対策本館は、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機車の起動を行う。</p>		<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・規定済（変更なし） ・非常事態対策要領（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・規定済（変更なし） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・建屋名称の変更を行う。 ・非常事態対策要領（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
<p>燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75kℓ、2基）を管理する。</p>	<p>② 総括班他は、系統構成及び緊急時対策所用発電機車の起動準備を行う。 ③ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車を起動する。 ④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を投入する。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策棟内の交流電源盤にて受電遮断器を投入し、給電を開始する。なお、運転中の緊急時対策所用発電機車へは、外部からの支援がなくとも、7日分の運転に必要な容量を有するタンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより、燃料（重油）を自動補給する。緊急時対策所用発電機車運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約10分と想定する。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75kℓ、2基）を管理する。</p>	<p>c. 緊急時対策所用発電機車の切替手順 緊急時対策所用発電機車の切替手順を整備する。</p>	<p>ウ 緊急時対策所用発電機車の切替手順 緊急時対策本部長は、緊急時対策所用発電機車の切替を行う。</p>	<p>・燃料補給に関する事項は配慮すべき事項1にて整理。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>
<p>(a) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策所用発電機車の停止が必要となった場合。</p>	<p>(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.19図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所用発電機車の切替を指示する。 ② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。 ③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を投入する。 ④ 総括班他は、緊急時対策棟内の交流電源盤にて待機側の受電遮断器を投入</p>	<p>ウ 緊急時対策所用発電機車の切替手順 緊急時対策本部長は、緊急時対策所用発電機車の切替を行う。</p>	<p>ウ 緊急時対策所用発電機車の切替手順 緊急時対策本部長は、緊急時対策所用発電機車の切替を行う。</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75kℓ、2基）を管理する。</p>	<p>⑤ 総括班他は、緊急時対策棟内の交流電源盤にて使用個の受電遮断器を切り、待機側からの給電を開始する。 ⑥ 総括班他は、使用側であった緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を切り、緊急時対策所用発電機車を停止する。 ハ、操作の成立性 上記の対応は、総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約25分と想定する。</p>	<p>（配慮すべき事項） 1 燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75kℓ、2基）を管理する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・規定済（変更なし）</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第 10.1 表（添付書類は第 5.1.1 表）</p> <p>1.19 通信連絡に関する手順等 （対応手段等） 発電所内の通信連絡</p> <p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線電話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）（指揮棟内）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び CSPDS データ表示装置を使用する。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可</p> <p>1.19.2 重大事故等時の手順等 1.19.2.1 発電所内の通信連絡 (1) 発電所内の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）により、運転員等、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策棟（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」という。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」という。）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備を使用する。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び CSPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>（中略）</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星携帯電話設備 中央制御室の運転員等及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（固定型）を使用する。屋外の重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（携帯型）を使用する。これららの衛星携帯電話を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星携帯電話（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星携帯電話（携帯型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電の残量及び電波の受信状態を確認する。 ② 充電電池の残量が少ない場合、予備の充電電池と交換する。 ③ 使用する端末と共に予備の充電電池を携行する。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>② 対応手段等 発電所内の通信連絡 1 発電所内の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線電話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 (2) また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送して、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置を使用する。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 技術基準（既存） ・ 通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 建屋名称の変更を行う。 ・ 規定済（変更なし）</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
	<p>④ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>⑤ 使用中に充電機の残量が少なくなった場合は、予備の充電機と交換する。</p> <p>⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 無線連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、無線通話装置（固定型）を使用する。屋外の重大事故等対策要員は、無線通話装置（携帯型）を使用する。発電所内では、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。 これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電機又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電機又は乾電池の残量が少ない場合、予備の充電機又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電機又は乾電池を携帯する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電機又は乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電機又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 緊急時運転パラメータ伝送システム</p>			<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・規定済（変更なし）</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
	<p>(SPDS) 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) により、緊急時対策所 (指揮所) 又は緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の SPDS データ表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室で警報を常時監視する。</p> <p>(e) SPDS データ表示装置 操作手順は、「<u>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</u>」にて整備する。</p> <p>(f) 運転指令設備 中央制御室の運転員等、緊急時対策所 (指揮所) 又は緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の緊急時対策本部要員及び屋内外の重大事故等対策要員は、ページング装置又はデジタル無線ページング装置を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. ページング装置 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、使用チャンネル及び呼出エリアを選択し、連絡する。</p> <p>ii. デジタル無線ページング装置 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、端末の電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。 ② 一般の携帯電話機と同様の操作により、電話番号をダイヤルし、連絡する。 ③ 使用中に充電池の残量がなくなった場合は、別の端末を使用する。 ④ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(g) 電力保安通信用電話設備 中央制御室の運転員等、緊急時対策所 (指揮所) 又は緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の緊急時対策本部要員及び屋内外の重大事故等対策要員は、保安電話及び衛星電話を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡す</p>			<p>・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準 (既存) ・通信連絡設備管理要領 (既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準 (既存) ・通信連絡設備管理要領 (既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準 (既存) ・通信連絡設備管理要領 (既存)</p>	<p>・規定済 (変更なし)</p> <p>・規定済 (変更なし)</p> <p>・規定済 (変更なし)</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載の考え方	記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要	記載内容の概要
<p>通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備のうち無線通信用装置（固定型、モニタリングカー）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できないうちは、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通信用装置（携帯型）及び携帯型通信用設備を使用する。</p>	<p>② 携帯型端末の充電量の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>ii. 衛星電話</p> <p>① 手順書上の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>② 携帯型端末の充電量の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>ii. 衛星電話</p> <p>① 手順書上の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>② 携帯型端末の充電量の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>ii. 衛星電話</p> <p>① 手順書上の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する。現場と中央制御室との連絡には携帯型通信用設備（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子力格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する。現場と中央制御室との連絡には携帯型通信用設備（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・非常事態対策基準（変更なし）</p>
<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策棟内（指挿所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、総合原子力ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内外）及び無線連絡設備を使用する手順を整備する。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを送信するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>(1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策棟内（指挿所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、総合原子力ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内外）及び無線連絡設備を使用する手順を整備する。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを送信するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>1 発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指挿所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び総合原子力ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを送信するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p><u>る。</u> (以下、省略)</p>	<p>(中略)</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星携帯電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（固定型）を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。また、発電所外でモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（携帯型）を使用し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星携帯電話（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星携帯電話（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電電池の残量が少ない場合、予備の充電電池と交換する。</p> <p>③ 使用する端末と共に予備の充電電池を携帯する。</p> <p>④ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>⑤ 使用中に充電電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電電池と交換する。</p> <p>⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）及びIP-FAXを使用し、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p>	<p>記載すべき内容 を使用する。</p>		<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・規定済（変更なし） ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>② 操作端末により、通信先と接続する。 ③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>ii. IP電話 ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iii. 衛星通信装置（電話） ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iv. IP-FAX ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 加入電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、加入電話を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 加入電話 ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ② 携帯型端末の充電電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>(e) 電力保安通信用電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、保安電話及び衛星電話を使用し、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 保安電話 ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） <ul style="list-style-type: none"> ・規定済（変更なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） <ul style="list-style-type: none"> ・規定済（変更なし）

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
	<p>② 携帯型端末の充電電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>ii. 衛星電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(f) テレビ会議システム（社内） 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部委員は、テレビ会議システム（社内）により、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム（社内）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、モニタの電源を「人」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信可能な状態とする。</p> <p>② 操作端末により、通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>(g) 無線連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部委員は無線通話装置（固定型）を使用する。発電所外でモニタリングを行う緊急時対策本部委員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。</p> <p>これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電電池又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電電池又は乾電池の残量が少ない場合は、予備の充電電池又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電電池又は乾電池を携帯する。</p>			<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・規定済（変更なし）</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・規定済（変更なし）</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要			
				記載の考え方		該当規定文書			
		<p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電電池又は乾電池の残量が少なくなつた場合は、予備の充電電池又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通話確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(中略)</p> <p>d. 優先順位</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）並びに多様性拡張設備である加レビ会議システム（社内）及び無線連絡設備の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>なお、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）については、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立ち上げ時から使用する。テレレビ会議システム（社内）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、他の原子炉発電所等との通信連絡用として必要に応じて使用する。</p>				<p>1 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所ですべて共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の計測を行い、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所等と共有する。緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。</p>		<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>	
		<p>(2) 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所ですべて共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所等と共有する。緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。</p>				<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・建屋名称の変更を行う。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可 (電池を含む。)により、これらの設備へ給電する。 (以下、省略)		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可 話、IP-FAX等)を使用する手順を整備する。 (以下、省略)		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
<p>(配慮すべき事項) 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等)、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等)、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備(電池を含む。)により、これらの設備へ給電する。</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載内容の概要</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>
<p>(配慮すべき事項) 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等)、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等)、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備(電池を含む。)により、これらの設備へ給電する。</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載内容の概要</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>

設計及び工事計画で抽出された運用内容整理

目 次

1. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方
2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

1. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方

川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請に当たって、基本設計方針に運用を定める箇所については、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の「添付-3 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に下記の通り記載している。

(記載箇所抜粋)

5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。

(2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(品質マネジメントシステムの2次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則及びその解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

上記の整理を踏まえ、川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請書の「基本設計方針」の記載事項のうち、従来の記載から新たに「保安規定に定める」旨を追記している事項はすべて抽出を行い、保安規定に規定する。

また、「保安規定に定める」旨を明記してはいないが、「基本設計方針」及び「添付書類」において「運用とし、管理する」などの記載により、明らかに運用側で担保すべきと考える事項についても抽出を行い、「保安規定変更に係る基本方針」[記載箇所：2-2,2-3 頁]に記載している「保安規定に記載すべき事項について」及び「下部規定に記載すべき事項について」に基づき、保安規定又は下部規定に規定する。

2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (1) 川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙-1)

２．設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (１)川内原子力発電所１号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：運用に係る記載箇所

u003c/divu003e

設工認		保安規定	
番号	資料名	項目	記載内容
1	4 放射線施設の基本設計方針	1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備	<p>エアモニタリング設備のうち緊急時対策所（緊急時対策棟内）に設ける緊急時対策所エリアモニタ（1,2 号機共用）は、重大事故等時に緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p><u>重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。</u></p>
		131 条	<p>(記 録)</p> <p>第 131 条 各課（室、センター）長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に*1作成（表 131-1 (1)を除く。）し、保存する。ただし、表 131-1 (3) の記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことという（以下、本条において同じ）。</p>
			備考

- 4 -

129

番号	設工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	条	
2	添付資料5	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所(緊急時対策棟内)に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (2) 可燃性の蒸気対策	火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、建屋の給気ファン及び排気ファンによる機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止する。 このため、火災区域又は火災区画における有機溶剤を使用する場合は、有機溶剤の滞留を防止する。 策について、火災防護計画に定め管理する。	添付2	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 <中 略> ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策
3	添付資料13	緊急時対策所の居住性に関する説明書	2. 緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保するためには換気設備を適切に運転し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止する必要がある。このため、放射線管理施設の放射線管理用計測装置により、大気中に放出された放射性物質による放射線量を監視、測定し、換気設備の運転・切替の確実な判断を行う。	添付3	操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(緊急時対策所(緊急時対策棟内)) <中略> ② 対応手段等 <u>居住性の確保</u> 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保する。 1 緊急時対策所(緊急時対策棟内) 立上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所(緊急時対策棟内)を立上げる。 (1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順 緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。

設工認		保安規定	
資料番号	資料名	記載内容	条
項目	記載内容	記載内容	備考
番号		<p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象発生時の手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p> <p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p><中略></p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示</p>	

設工認		保安規定				
資料番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容	備考
4	添付資料 13 緊急時対策所の居住性に関する説明書	3. 緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保するための防護措置	居住性に係る被ばく評価では、放射性物質が大気中へ放出されている間は、緊急時対策所換気設備の使用により緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を正圧に加圧し、フィルタを通らない空気の流入は考慮しないこととしている。このため、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の建物(緊急時対策所遮蔽含む。)及び緊急時対策所換気設備の性能を維持・管理することで、被ばく評価条件を満足するようにする。また、被ばく評価条件並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価条件を満足するよう、緊急時		<p>上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ(加圧判断用)及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替えることとするとともに、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ(加圧判断用)及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が低下し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切替える。</p>	
				添付 3	<p>(定期事業者検査の実施) 第 118 条の 5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 所長は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。</p>	

設工認		保安規定	
資料番号	資料名	項目	記載内容
			<p>対策所換気設備の機能・性能試験を実施する。</p>
		条	<p>記載内容</p> <p>(2) 検査実施要領書*1)を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p><中略></p> <p>※1：各号炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c a及びbによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>
			備考

番号	資料番号	資料名	項目	設工認	記載内容	条	記載内容	備考
5	添付資料13	緊急時対策所の居住性に関する説明書	4. 緊急時対策所の居住性評価 4.2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価 4.2.2 評価結果 (2) 必要空気ボンベ本数	設工認	「4.2.2 評価結果(1)b. 緊急時対策所加圧設備の空気ボンベを10時間使用する場 合」より、必要な空気ボンベ本数は、1本 あたりの空気容量が7Nm ³ のもので、使用 量を5.7Nm ³ /本とした場合、1,400本とな る。 なお、緊急時対策所（緊急時対策棟内） 内を加圧するために必要な容量を確保す るだけでなく、予測困難なブルームの通過 に対して十分な余裕を持つ容量を保管す る。	83条	保安規定	
					「4.2.2 評価結果(1)b. 緊急時対策所加圧設備の空気ボンベを10時間使用する場 合」より、必要な空気ボンベ本数は、1本 あたりの空気容量が7Nm ³ のもので、使用 量を5.7Nm ³ /本とした場合、1,400本とな る。 なお、緊急時対策所（緊急時対策棟内） 内を加圧するために必要な容量を確保す るだけでなく、予測困難なブルームの通過 に対して十分な余裕を持つ容量を保管す る。	83条	保安規定	

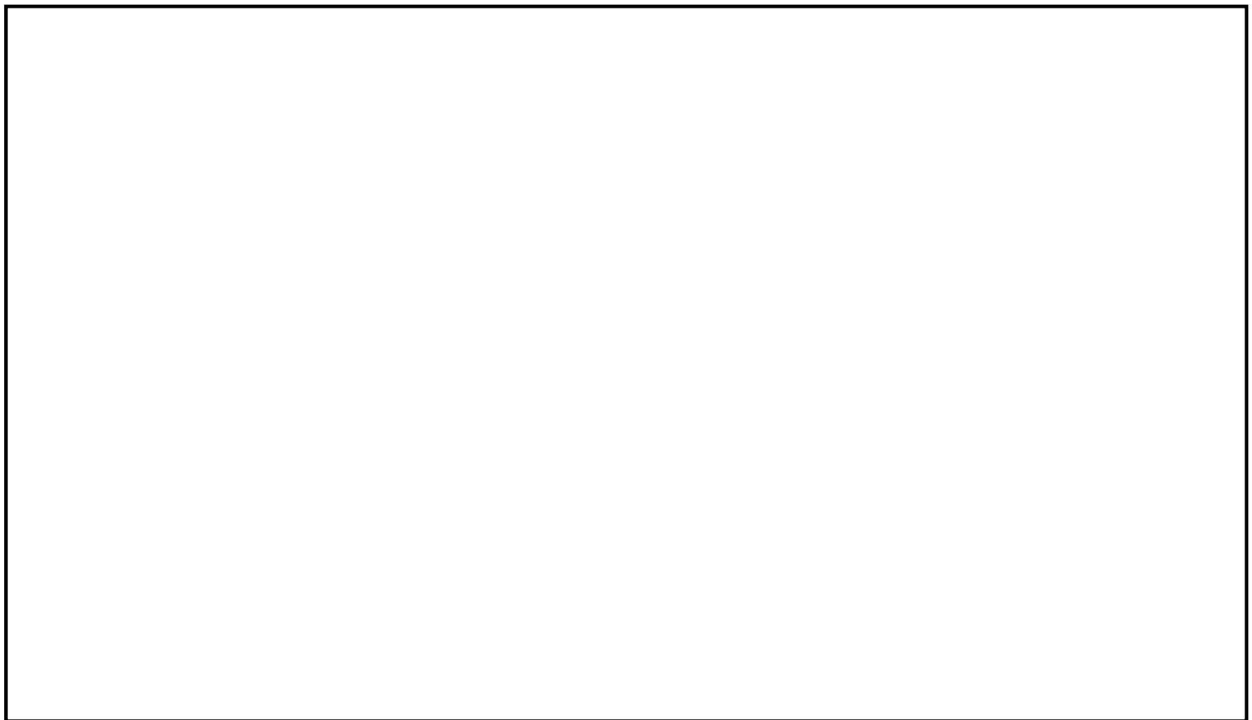
連絡通路接続部シールの保全について

1. 概 要

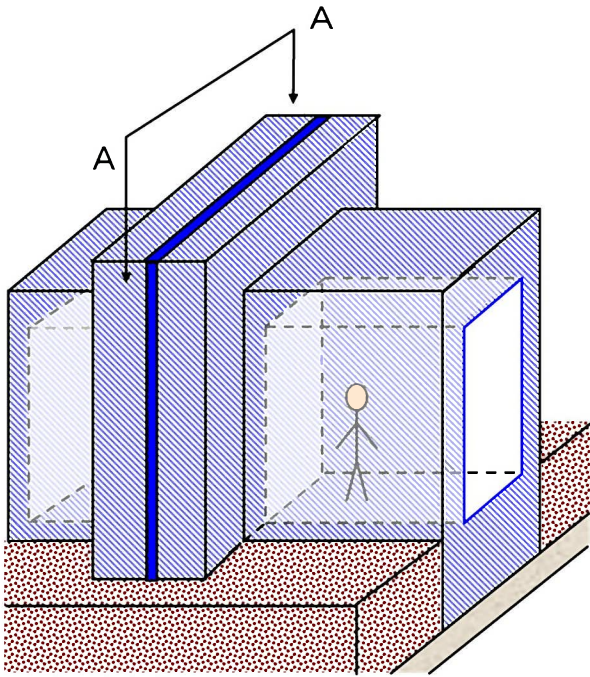
緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を結ぶ連絡通路の接続部については、地震時の各建物の相対変位を考慮して約100mmの隙間を設けることとしており、接続部に延性のあるシリコンゴム製のシールを施工することで、相対変位の吸収及び気密性の確保を図っている。同素材のシールは原子力プラントにおいて一般的に採用されているものであり、玄海3,4号のアニュラスシール等にて採用実績がある。

緊急時対策棟の連絡通路接続部を第1図に、緊急時対策棟の連絡通路接続部の概略図を第2図にモックアップを第3図に示す。

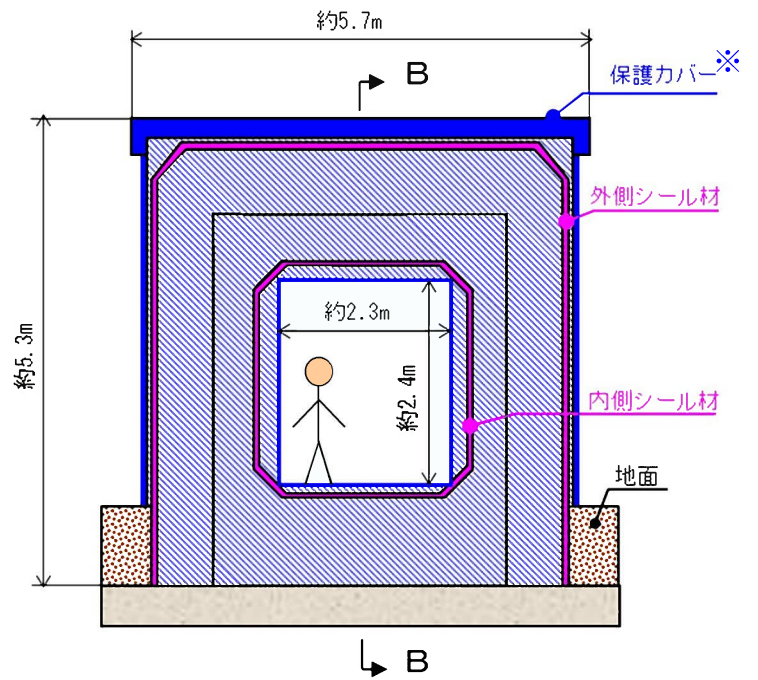
本紙では連絡通路接続部シール（以下、接続部シールという）の保全の方法について記載する。



第 1 図 緊急時対策棟の連絡通路接続部

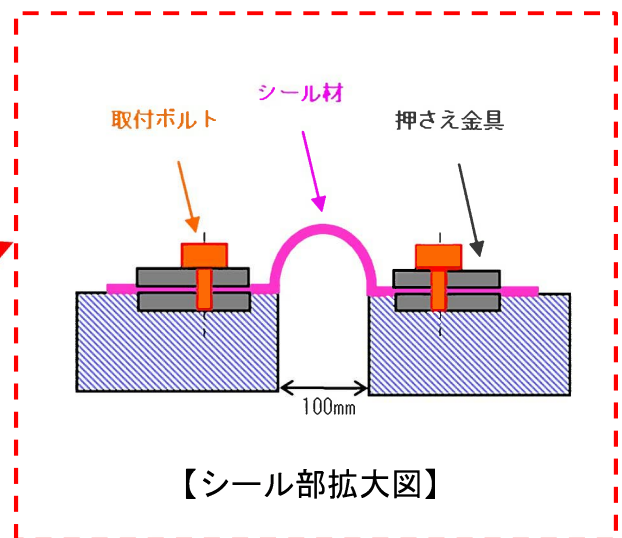
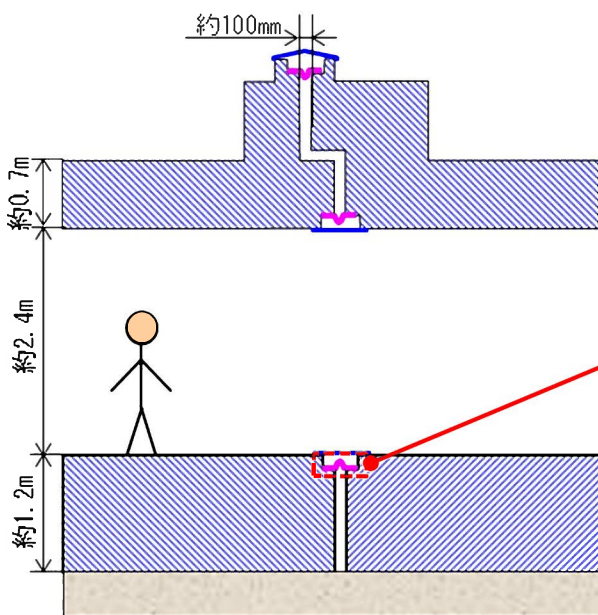


【鳥瞰図】



【A-A：正面から見た図】

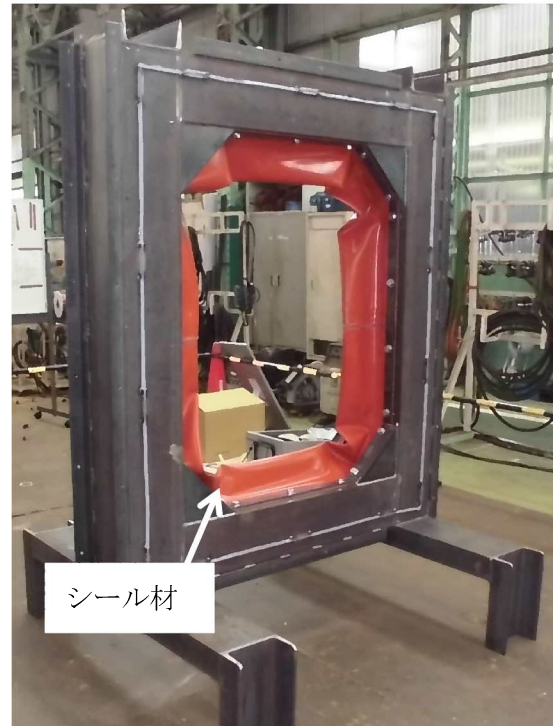
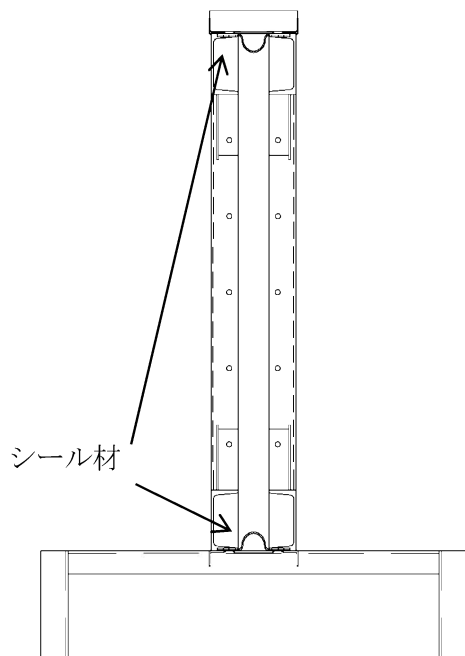
※：雨水避けを目的として設置
(シールに対する遮光の機能も持つ)



【シール部拡大図】

【B-B：横から見た図】

第2図 緊急時対策棟の連絡通路接続部の概略図



第3図 緊急時対策棟の連絡通路接続部のモックアップ

2. 保全計画

接続部シールの保全については、同素材のシールで設計している玄海3,4号のアニュラスシールを参考に設定する。

2. 1. 巡 視

接続部シールに用いているシリコンゴムは、US Army Material Commandによる長期間の曝露試験結果（1977年）¹⁴において、高温多湿など様々な環境下で10年間放置した場合の性能劣化は小さいことを確認している。

川内プラントにおいては、接続部シール上部に保護カバーを設置することで環境条件をより向上させ、日光や降雨の影響を受けない設計としているため、巡視において保護カバーに破損が見られた場合は速やかに補修する。

2. 2. 定期事業者検査

使用期間中の機能維持確認については、緊急時対策所全体を加圧する試験を1年に1度実施し、接続部シールの気密が維持できていることを確認する。

本対応は同素材のシールを使用し、1サイクルに1度の負圧試験（ファンを起動し負圧が維持できるかを確認する試験）を実施して機能維持を確認しているアニュラスシールと同様の管理方法である。また、従来運用していた代替緊急時対策所においては1サイクルに1度の加圧試験を実施していた。

2. 3. 長期点検

経年劣化に対する接続部シールの健全性の確認については、10年に1度の外観点検を行う。異常が見られた場合は補修や取替を実施する。

本対応は同素材のシールを使用し、10サイクルに1度の外観点検（目視または指触により、亀裂等の損傷の有無を確認する点検）を実施してシールの健全性を確認しているアニュラスシールと同様の管理方法である。

3. 接続部シール取替時の措置について

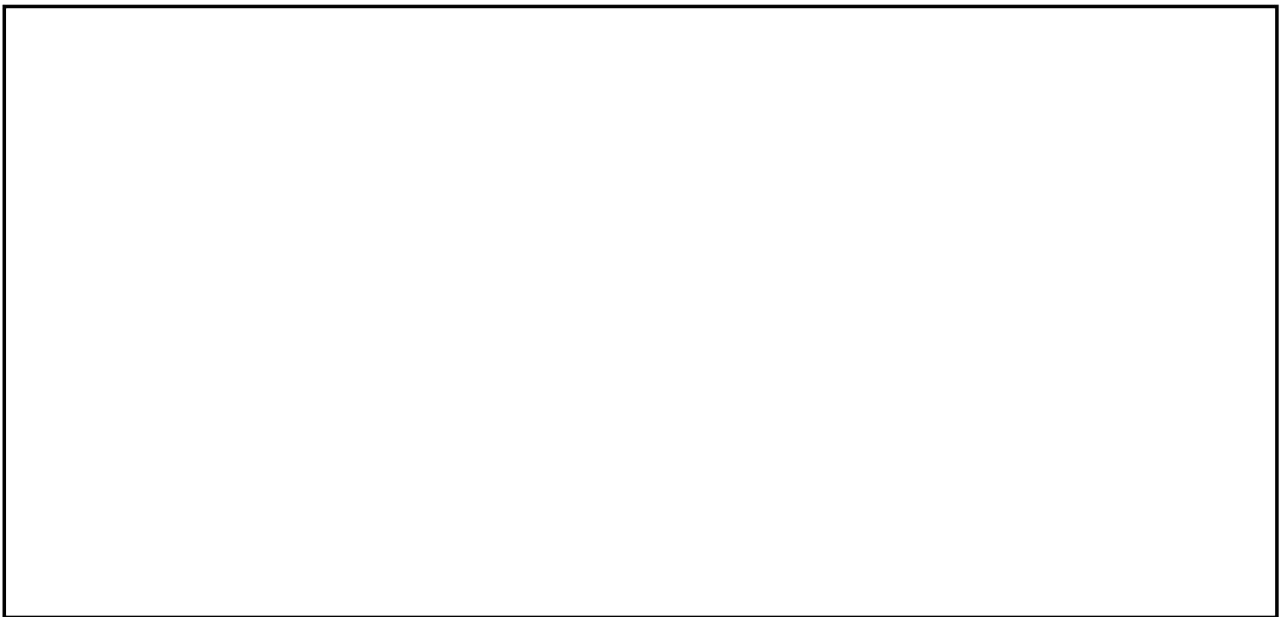
接続部シールの取替時は、接続部から気密バウンダリの空気が過度に流出するおそれがあるため、第4図に示す通り気密扉を設置し連絡通路側を隔離した状態とする。

気密扉は緊急時対策所（指揮所）の運用時に使用していた箇所にも再設置することとし、シール取替前に気密試験を実施し気密扉の健全性を確認したうえで、緊急時対策所の立ち上げが必要な場合の居住区画を緊急時対策棟（指揮所）側のみに移行する。この際、緊急時対策棟（休憩所）は隔離されるが、緊急時対策棟（休憩所）の機能に関しては、緊急時対策所（指揮所）の運用時に使用していた休憩スペース（多目的エリア等）を用いることで維持する。

可搬型の緊急時対策所エリアモニタは、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時に緊急時対策所（緊急時対策棟内）の本部・執務エリア（EL.25.3m）及び休憩室（EL.25.2m）に設置することとしているが、気密扉の再設置後に同事象が発生した場合は本部・執務エリア（EL.25.3m）及び多目的エリア（EL.25.3m）に設置することとす

る。

なお、本手順を下位文書に定めることとする。



第4図 接続部シール取替時の気密バウンダリ

4. アニュラスとのLCO設定の相違について

「保安規定審査基準」によると、LCOの設定について以下のとおり定められている。

「①発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。

②なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。」

このうち、「①発電用原子炉施設の重要な機能」について、アニュラスは、設計基準事故対処設備としての重要度が高い設備であるため、LCOの設定対象となっている。

また、「保安規定変更に係る基本方針」によると、基本設計が要求する事項について、LCO設定を行うこととしており、具体的には、

「原子炉設置（変更）許可申請において行った安全解析の前提条件その他の設計条件、具体的には重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認で行った解析上の時間又は技術的能力審査基準との適合性確認を行った各手順における所要時間、自然災害に対する設計方針として示された設定値（時間、距離等）」

としている。この方針に基づき、シール部、扉等の貫通部を含めた「アニュラス」として安全解析の前提条件(原子炉冷却材喪失時において10分以内に負圧を達成)を考慮したLCOの設定を行っている。

一方、緊急時対策所は、再稼働時において、全ての重大事故等対処設備をLCO設定することとしたため、重大事故等対処設備に位置づけられる緊急時対策所を構成する設備について、LCO設定を行っている。

緊急時対策所は、「設置許可基準規則の解釈」及び「技術基準規則の解釈」により、「居住性の確保」として「緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。」及び「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。」ことが定められている。

上述の「保安規定審査基準」によると、LCO設定にあたっては、「②LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。」と規定されていることから、緊急時対策所に対し、設置許可基準規則及び技術基準規則による要求はあるものの安全解析の前提条件又はその他の設計条件(重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認で行った解析上の時間等)にはあたらぬことから、「アニュラス」と同じようなLCOの設定は行っていない。

また、「保安規定変更に係る基本方針」において、「緊急時対策所の遮へいの寸法(厚さ)については設備設計・建設段階で担保し、建設時の状態が維持されていることを保全計画に基づく点検により確認(ひび割れの有無等)するものであり、建物の壁等については運用による厚さの変化や故障により機能喪失するものではないことから、LCOを設定して運用管理する対象とはしない。」との記載があり、今回の接続部シールについても保護カバーを設置し、シールの耐環境性をより向上させるとともに巡視点検や外観点検など保全計画に基づく点検を実施していく観点から、遮へいと同様な設備と整理できるため、LCO設定を行っていない。

この考え方は、シール部の有無に関わらず、貫通部や扉がある緊急時対策所(指揮所)や従前に運用していた代替緊急時対策所と同様の考え方である。

【参考】

- [1] 伊藤 邦雄(1985)ゴム材料の環境劣化と対策 日本ゴム協会誌58巻 12号 pp. 832-841

緊急時対策棟 連絡通路接続工事に係る
設備の変更概要と運用の変更について

1. 概要

川内原子力発電所における緊急時対策所機能については、現在運用中の緊急時対策棟（指揮所）から緊急時対策棟（緊急時対策棟内）に移行する計画としている。

具体的には、旧代替緊急時対策所を要員の休憩室とする。また、本部・執務エリア、ミーティングエリア及び多目的エリアが施設されている緊急時対策棟（指揮所）と休憩室が施設されている緊急時対策棟（休憩所）を接続する緊急時対策棟（連絡通路）を新たに設置し、気密性・遮蔽性の観点からも、緊急時対策所（緊急時対策棟内）として一体運用することを計画している。

また、本変更に伴う工事として、休憩所への通信連絡設備の設置、緊急時対策所エリアモニタの取付箇所について休憩所を追加、緊急時対策所遮蔽の指揮所部の遮蔽体の撤去、換気設備配管の延伸、火災区域・火災区画の変更等を実施する。本工事で運用の変更を行う設備の整理を表1に、各設工認における緊急時対策所に関連する設備等の変遷について表2に示す。

また、接続工事後の設備の設置場所、保管場所の概要図を図1に示す。

2. 運用変更についての総論

連絡通路接続工事において取付箇所や個数等が変更となる設備については、保安規定で記載している運転上の制限や操作手順等の運用に関する記載内容に影響するものではないため、本申請においては設備を運用（保有）する建屋の名称変更のみを行っている。なお、詳細な運用変更については社内規定文書にて記載する。

[表1及び表2中の略語]

- ・代緊所 : 代替緊急時対策所
- ・緊対所(指揮所) : 緊急時対策所(指揮所)
- ・緊対所(棟内) : 緊急時対策所(緊急時対策棟内)
- ・緊対棟 : 緊急時対策棟
- ・既工認① : 新規制基準適合性確認工認
- ・既工認② : 緊急時対策所(指揮所)設置工事工認
- ・既工認③ : 別表改正に係る工事計画に関する書類の提
(緊急時対策所に関連するところでは火災防護設備が該当)

3. 緊急時対策棟接続工事にて運用の変更を行う設備について
緊急時対策棟接続工事にて運用の変更及びその変更内容について表1に示す。

表1 緊急時対策棟接続工事にて運用の変更を行う設備

設備区分	設備名称	工事変更内容	保安規定記載内容	社内規定文書変更内容
計測制御系統施設	基本設計方針対象設備 電力保安通信用電話設備 運転指令設備	既工認①で代緊急所に設置し、既工認②で廃止していた設備を緊急時対策棟(休憩所)で再登録	第17条の5(資機材等の整備)に警報装置及び通信連絡設備に関する記載があるが、建屋名称等の記載がないため、保安規定の記載に変更はない。	緊急時対策所(休憩所)に設備を追加するため、社内規定文書を変更する。
		放射線管理用計測装置 緊急時対策所エリアモニタ	取付箇所に緊急時対策所(緊急時対策棟内)EL.25.2mを追加	設備を所有する建屋の名称が「緊急時対策所(緊急時対策棟内)」へ変更となるため、本設備に係る保安規定上の建屋名称の記載を変更する。
放射線管理施設	換気設備 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化ライン(連絡通路～休憩所)	加圧する気密バウンダリが、連絡通路、緊急時対策棟(休憩所)まで拡張	設備を所有する建屋の名称が「緊急時対策所(緊急時対策棟内)」へ変更となるため、本設備に係る保安規定上の建屋名称の記載を変更する。	緊急時対策棟(休憩所)に設置する弁(電動弁)の操作等が発生するため、社内規定文書を変更する。
		緊急時対策所非常用空気浄化ライン(連絡通路～休憩所)	既工認②で設置した主配管を連絡通路、緊急時対策棟(休憩所)に延伸 (一部既工認①で施設し、廃止した主配管の再登録)	緊急時対策棟(休憩所)に設置する弁(手動弁)の操作等が発生するため、社内規定文書を変更する。
緊急時対策所機能	加圧設備 緊急時対策所加圧ライン(連絡通路～休憩所)	加圧する気密バウンダリが、連絡通路、緊急時対策棟(休憩所)まで拡張	設備を所有する建屋の名称が「緊急時対策所(緊急時対策棟内)」へ変更となるため、本設備に係る保安規定上の建屋名称の記載を変更する。	緊急時対策所機能が移行するた
		既工認②で設置した主配管を連絡通路、緊急時対策棟(休憩所)に延伸	緊急時対策所機能が移行するため、緊急時対策所機能に係る各設備を運用する建屋名称の変更を社内規定文書にて行う。	め、緊急時対策所機能に係る各設備を運用する建屋名称の変更を社内規定文書にて行う。
緊急時対策所機能	緊急時対策所(緊急時対策棟内)	既工認①で設置した代緊急所と既工認②で設置した緊急時対策所(指揮所)を接続する緊急時対策棟(連絡通路)を新たに設置し、緊急時対策所(指揮所)を緊急時対策棟(棟内)として一体運用する	設備を所有する建屋の名称が「緊急時対策所(緊急時対策棟内)」へ変更となるため、本設備に係る保安規定上の建屋名称の記載を変更する。	緊急時対策棟(休憩所)を使用場所として追加するため、社内規定文書を変更する。
基本設計方針対象設備	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	使用場所の変更(休憩所を追加)		

4. 各設工認申請における緊急時対策所に関連する設備等の変遷及び運用の変更について

各設工認申請における緊急時対策所に関連する設備等の変遷について表2に示す。また、接続工事後の設備の設置場所、保管場所の概要図を図1に示す。

表2 緊対所に関連する設備等に係る設計の変遷及び運用の変更について

設備等	変更概要			保安規定変更	運用変更	運用の変更概要
	新規制基準適合性確認 工認（代緊所）	緊急時対策所（指揮所） 設置工事	緊急時対策棟 接続工事			
計測制御施設						
原子炉補機冷却水サージタンク圧力（SA）【予備機】	申請対象（新設） 保管場所：代緊所	申請対象（保管場所の変更） 保管場所：緊対棟（指揮所）	申請対象外 保管場所名称の変更 保管場所：緊対棟	—	—	運用に変更はないものの、設備を保管する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）【予備機】	申請対象（新設） 保管場所：代緊所	申請対象（保管場所の変更） 保管場所：緊対棟（指揮所）	申請対象外 保管場所名称の変更 保管場所：緊対棟	—	—	運用に変更はないものの、設備を保管する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
中央制御室機能	申請対象（新規） 中制御室の連絡及び連携先として緊対所を記載 連絡・連携先名称：代緊所	申請対象外 連絡・連携先の名称の変更 連絡・連携先名称：緊対所（指揮所）	申請対象外 連絡・連携先の名称の変更 連絡・連携先名称：緊対所（棟内）	—	—	運用に変更はないものの、連絡・連携先の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
[基本設計方針対象設備] 通信連絡設備 （緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS））	申請対象（新設） 伝送先*：代緊所 *基本設計方針に記載	申請対象（伝送先の変更） 伝送先：緊対所*（指揮所） *基本設計方針に記載	一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 伝送先の名称の変更 伝送先*：緊対所（棟内） *基本設計方針に記載	○	—	運用に変更はないものの、伝送先の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
[基本設計方針対象設備] 通信連絡設備 （SPDSデータ表示装置、衛星携帯電話設備、携帯型通話設備、総合原子力防災ネットワーク、電力保安通信電話設備、無線連絡設備、テレビ会議システム、加入電話設備、運転指令設備）	休憩所	申請対象（新設）	申請対象（再登録） 電力保安通信電話設備、運転指令設備については、代緊所に設置していた設備を再登録し使用（技術基準第47条の要求）	—	○	再登録する設備の保有台数等は保安規定に記載はないが、保有台数等の変更を社内規定文書に記載する。
	指揮所	—	申請対象（新設） 設置場所*：緊対棟（指揮所） 保管場所*：緊対棟（指揮所） *基本設計方針に記載	○	—	運用に変更はないものの、設備を設置・保管する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
	連絡通路	—	—	—	—	—
放射線管理施設						
代緊所エリアモニタ	申請対象（新設）	申請対象（廃止）	—	—	—	—
緊対所エリアモニタ	—	申請対象（新設）（2台） 保管場所：緊対棟（指揮所） 取付箇所：緊対所（指揮所）（EL. 25. 3m） 監視記録：緊対所（指揮所）	申請対象（取付箇所の変更） 保管場所：緊対棟 取付箇所：緊対所（棟内）（EL. 25. 2, 25. 3m）（*） 監視記録：緊対所（棟内） 一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 保管場所/取付箇所/監視記録場所名称の変更	○	○	取付箇所の追加（緊対所（棟内）内の休憩所（EL. 25. 2m））に伴う運用の変更については、変更を社内規定文書に記載する。 設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
モニタリングステーション	申請対象（新設） 表示場所*：代緊所 *基本設計方針に記載	申請対象（表示場所の変更） 表示場所*：緊対所（指揮所） *基本設計方針に記載	申請対象外 表示場所名称の変更 表示場所*：緊対所（棟内） *基本設計方針に記載	—	—	運用に変更はないものの、表示場所の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
モニタリングポスト	申請対象（新設） 表示場所*：代緊所 *基本設計方針に記載	申請対象（表示場所の変更） 表示場所*：緊対所（指揮所） *基本設計方針に記載	申請対象外 表示場所名称の変更 表示場所*：緊対所（棟内） *基本設計方針に記載	—	—	運用に変更はないものの、表示場所の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
移動式周辺モニタリング設備 （可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタ、電離箱サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）	休憩所	申請対象（新設） 保管場所：代緊所	申請対象（廃止）	—	—	—
	指揮所	—	申請対象（新設） 保管場所：緊対棟（指揮所）	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。
	連絡通路	—	—	—	—	—
代緊所加圧設備（ボンベ）	申請対象（新設）	申請対象（廃止）	—	—	—	—
空気ボンベ（緊対所用）	—	申請対象（新設）	一体運用に係る基本設計方針の変更（使用用途の変更（供給先の容積が増加））として申請対象	○	○	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。 加圧バウンダリ拡張による運用の変更は社内規定文書に記載する。
換気設備主配管（代緊所）	申請対象（新設）	申請対象（廃止）	—（下欄を除く配管） 申請対象（再登録） [緊対所非常用空気浄化ライン緊対棟（指揮所）出口取合点～緊対棟（休憩所）]の範囲の一部については、既存の設備を再登録し使用	—	○	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。 増設する配管に付随する弁の操作等の運用の変更は社内規定文書に記載する。

設備等	変更概要			保安規定変更	運用変更	運用の変更概要	
	新規制基準適合性確認工認（代緊所）	緊急時対策所（指揮所）設置工事	緊急時対策棟接続工事				
換気設備主配管（指揮所）	—	・申請対象（新設）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。	
換気設備主配管（連絡通路）	—	—	・申請対象（新設）	—	○	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。 増設する配管に付随する弁の操作等の運用の変更は社内規定文書に記載する。	
代緊所空気浄化ファン	・申請対象（新設）	・申請対象（廃止）	—	—	—	—	
緊対所非常用空気浄化ファン	—	・申請対象（新設） 設置床：緊対棟（指揮所）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（使用用途の変更（供給先の容積が増加））として申請対象 ・設置床名称の変更 設置床：緊対棟	○	○	設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。 加圧バウンダリ拡張による運用の変更は社内規定文書に記載する。	
代緊所空気浄化フィルタユニット	・申請対象（新設）	・申請対象（廃止）	—	—	—	—	
緊対所非常用空気浄化フィルタユニット	—	・申請対象（新設） 設置場所：緊対棟（指揮所）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 ・設置場所名称の変更 設置場所：緊対棟	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。	
緊対所遮蔽（ハロンボンベ（緊対棟（休憩所）用）保管エリア）	・申請対象（新設） （旧名：緊対所遮蔽（待機所））	・申請対象外 （緊対所（指揮所）では使用しない）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 ・名称変更	—	—	運用に変更はないものの、設備の名称が変更となるため、変更を社内規定文書に記載する。	
緊対所遮蔽（緊対所（棟内））	休憩所	・申請対象（新設） （旧名：緊対所遮蔽（代緊所））	・申請対象外 （緊対所（指揮所）では使用しない）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 ・名称変更 ※仕様に變更のない範囲で拡張を実施	—	—	運用に変更はないものの、設備の名称が変更となるため、変更を社内規定文書に記載する。
	指揮所	—	・申請対象（新設） （旧名：緊対所遮蔽（緊対所（指揮所）））	・申請対象（遮蔽体の撤去） ・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 ・名称変更	—	—	
	連絡通路	—	—	・申請対象（新設）	—	—	
[基本設計方針対象設備] 可搬型気象観測装置	・申請対象（新設） 保管場所*：代緊所 監視場所*：代緊所 *基本設計方針に記載	・申請対象（保管・監視場所の変更） 保管場所*：緊対棟（指揮所） 監視場所*：緊対所（指揮所） *基本設計方針に記載	・申請対象外 ・保管・監視場所名称の変更 保管場所*：緊対棟 監視場所*：緊対所（棟内） *基本設計方針に記載	○	—	運用に変更はないものの、保管・監視場所の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。	
[基本設計方針対象設備] 緊対所加圧設備安全弁	—	・申請対象（新設）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。	
非常用電源設備							
代緊所用発電機（内燃機関、励磁装置、保護継電装置、連結方法含む）	・申請対象（新設）	・申請対象（廃止）	—	—	—	—	
緊対所用発電機車（内燃機関、励磁装置、保護継電装置、連結方法含む）	—	・申請対象（新設）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。	
代緊所用発電機冷却水ポンプ	・申請対象（新設）	・申請対象（廃止）	—	—	—	—	
緊対所用発電機車冷却水ポンプ	—	・申請対象（新設）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。	
代緊所用発電機燃料タンク	・申請対象（新設）	・申請対象（廃止）	—	—	—	—	
緊対所用発電機車燃料油サービスタンク	—	・申請対象（新設）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。	
緊対所用発電機車用給油ポンプ	—	・申請対象（新設）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。	
緊対所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	—	・申請対象（新設）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	○	—	運用に変更はないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。	
燃料設備主配管	—	・申請対象（新設）	・一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。	
[基本設計方針対象設備] 代替交流電源盤、100V分電盤、200V分電盤	・申請対象（新設）	・申請対象（廃止）	—	—	—	—	

設備等	変更概要			保安規定変更	運用変更	運用の変更概要	
	新規制基準適合性確認工認（代緊所）	緊急時対策所（指揮所）設置工事	緊急時対策棟接続工事				
[基本設計方針対象設備] 発電機車接続盤、緊対棟ルックアウト開閉装置、緊対棟動力変圧器、緊対棟パワーセンタ、緊対棟コントロールセンタ、緊対棟計装用電源装置電源切替盤、緊対棟計装用電源装置、緊対棟計装用分電盤、緊対棟指揮所内分電盤	—	申請対象（新設）	一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	運用に変更はないものの、設備を設置する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。	
火災防護設備							
火災防護区域及び火災区画構造物	緊対棟	申請対象（新設） （旧名：代緊所）	申請対象外（緊対所（指揮所）では使用しない） 申請対象（新設） （旧名：緊対棟（指揮所））	申請対象 接続工事に伴い休憩所、指揮所、連絡通路を一体の火災区域として再設定 連絡通路に火災区画を設定	—	—	運用に変更はないものの、火災区域・火災区画の名称が変更となるため、火災区域・火災区画名称の変更を社内規定文書に記載する。
	緊対棟屋外地下エリア（燃料設備）	—	申請対象（新設）	一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。
	緊対棟屋外地下エリア（燃料設備トレンチ）	—	申請対象（新設）	一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	運用の変更なし、且つ建屋名称の変更に伴う影響なし。
	ハロンボンベ（ハロンボンベ（緊対棟（休憩所）用）	申請対象（新設） （旧名：ハロンボンベ（代緊所用）） 設置床：代緊所（待機所）	申請対象外（緊対所（指揮所）では使用しない）	一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 名称・設置床名称の変更 設置床：ハロンボンベ（緊対棟（休憩所）用）保管エリア	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。
ハロンボンベ（緊対棟（指揮所及び連絡通路）用）	—	申請対象（新設） （旧名：ハロンボンベ（緊対棟用））	一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 名称変更	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。 ハロン消火範囲拡張による消火対象範囲の変更を社内規定文書に記載する。	
消火設備主配管（代緊所）	申請対象（新設）	申請対象外（緊対所（指揮所）では使用しない）	一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 （一部名称の変更）	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。	
消火設備主配管（指揮所）	—	申請対象（新設）	一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象 （一部名称の変更）	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を社内規定文書に記載する。 ハロン消火範囲拡張による消火対象範囲の変更を社内規定文書に記載する。	
消火設備配管（連絡通路）	—	—	— ※非主配管の範囲で配管延長	—	—	—	
[基本設計方針対象設備] 全域ハロン自動消火設備、煙感知器、熱感知器、防爆型煙感知器、防爆型熱感知器、火災受信機盤	休憩所	申請対象（新設）	申請対象（廃止）	全域ハロン自動消火設備、煙感知器、熱感知器については、代緊所に設置していた設備を再登録し使用 休憩所棟の火災感知器は、指揮所棟の火災受信機盤に接続し、休憩所棟の火災受信機盤を撤去	—	—	運用に変更がないものの、設備を運用する建屋及び火災区域・火災区画の名称が変更となるため、建屋及び火災区域・火災区画名称の変更を社内規定文書に記載する。
	指揮所	—	申請対象（新設）	一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	—	—	—
	連絡通路	—	—	申請対象（新設）	—	—	—
緊対所							
緊急時対策所（棟内）	休憩所	申請対象（新設） （旧名：代緊所）	申請対象（廃止）	申請対象（改造） 代緊所を休憩所として連絡通路で接続し、緊対所（棟内）として機能を拡充 一体運用に係る基本設計方針の変更（設備位置づけの変更）として申請対象	○	○	緊急時対策所機能が移行するため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。その他運用変更については各設備の社内規定文書にて記載する。
	緊対所（指揮所）	—	申請対象（新設） （旧名：緊対所（指揮所））				
可搬型エリアモニタ	放射線管理施設に示す			—	—	—	
[基本設計方針対象設備] 通信連絡設備 （緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS））	計測制御系統施設に示す			—	—	—	
[基本設計方針対象設備] SPDSデータ表示装置	計測制御系統施設に示す			—	—	—	
[基本設計方針対象設備] 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計	休憩所	申請対象（新設） 保管場所：代緊所	申請対象（廃止）	一体運用に係る基本設計方針の変更（使用場所の変更（休憩所を追加））として申請対象	○	○	設備を保管する建屋の名称が変更となるため、建屋名称の変更を保安規定に記載する。 運用に変更（使用場所の変更（休憩所を追加））があり、変更内容については社内規定文書に記載する。
	指揮所	—	申請対象（新設）				
	連絡通路	—	—				
施設共通							

設 備 等		変更概要			保安規定変更	運用変更	運用の変更概要
		新規制基準適合性確認 工認（代緊所）	緊急時対策所(指揮所) 設置工事	緊急時対策棟 接続工事			
[基本設計方針対象 設備] 安全避難通路、非常 用照明	休憩所	代緊所に安全避難通路、非常 用照明を設計	申請対象（廃止）	一体運用に係る基本設計方針の 変更（設備位置づけの変更）とし て申請対象	—	—	運用に変更はないものの、設備を運用 する建屋の名称が変更となるため、建 屋名称の変更を社内規定文書に記載 する。
	指揮所	—	緊対棟(指揮所)に安全避難通 路、非常用照明を設計	一体運用に係る基本設計方針の 変更（設備位置づけの変更）とし て申請対象	—	—	
	連絡 通路	—	—	申請対象（新設） 連絡通路に係る安全避難通路、非 常用照明を設計	—	—	

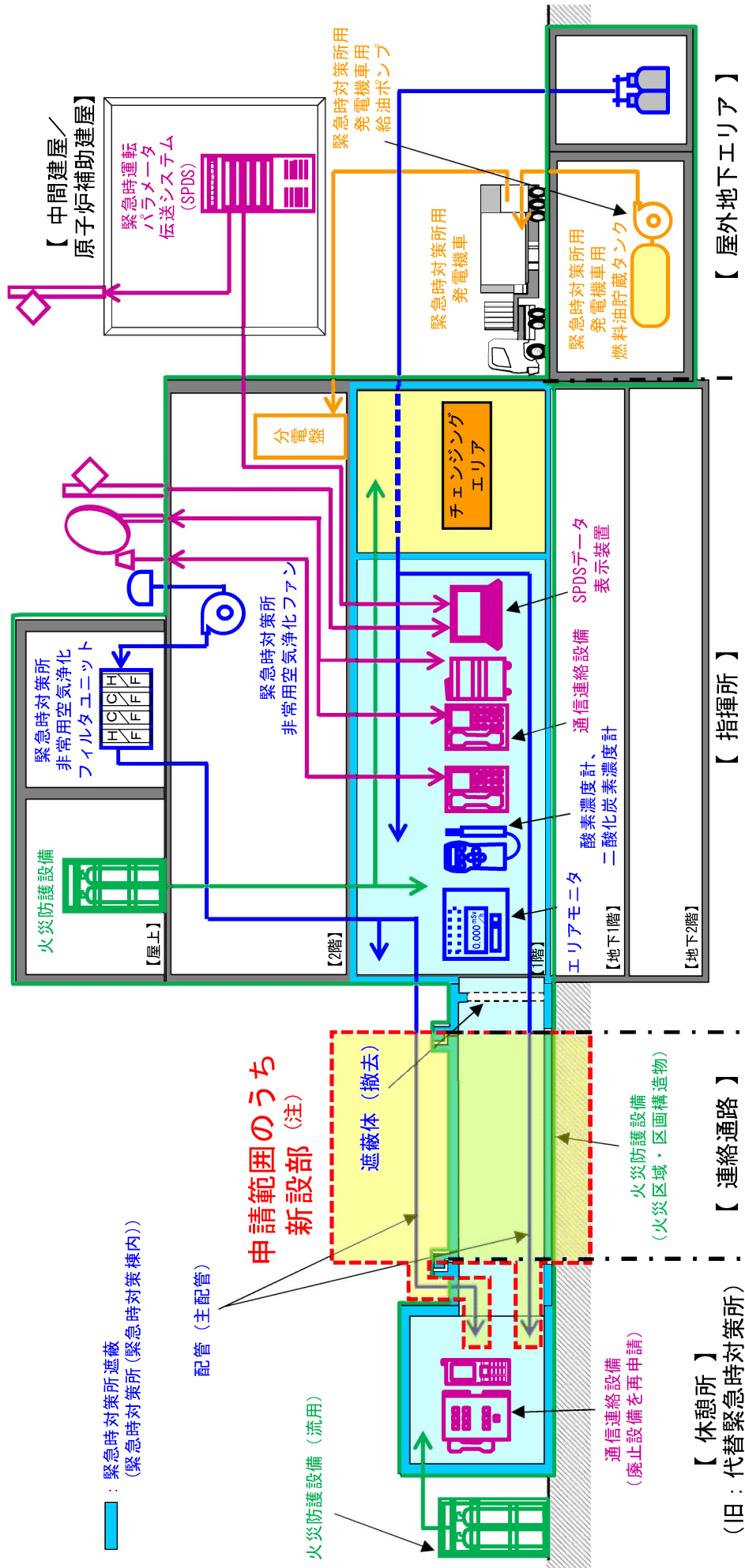


図 1 緊急時対策所関連設備の配置概要図

緊急時対策所機能の移行手順について

1. 緊急時対策所機能の移行手順について

(1) 緊急時対策所（指揮所）から緊急時対策所（緊急時対策棟内）への緊急時対策所機能の移行

設置変更許可時に議論したとおり、緊急時対策所機能は常時欠かすことのできない機能であることから、緊急時対策所（指揮所）から緊急時対策所（緊急時対策棟内）への緊急時対策所機能の移行にあたっては、緊急時対策所機能を維持した状態で移行する必要がある。

機能の移行にあたっては、設備面（使用前確認）及び運用面（下位文書の改正、周知、教育訓練）の確認を行ったうえで実施する。

上記を踏まえ、具体的には、本申請においては附則にて、「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。」と規定することとしている。

附則では、設備面（使用前検査）にしか言及していないが、上述のとおり設備面以外の運用面の確認も必要であることから、使用前確認終了日”以降”に適用とすることとしている。

以下に設備面、運用面における確認内容を示す。

【設備面の確認内容】

緊急時対策所遮蔽（連絡通路）の設置、並びに緊急時対策所非常用空気浄化ライン及び緊急時対策所加圧ラインの延長等を行う。この際、空気浄化ライン及び加圧ラインの隔離弁は閉止した状態で緊急時対策所（休憩所）側へ配管の延伸工事を行うことで、緊急時対策所（指揮所）の設備の機能を維持する。その後、追設ラインを含めて使用前事業者検査を実施する。

【運用面の確認内容】

運用面の確認内容として下位文書の改正、周知、教育訓練がある。

保安規定の認可を受けた後、保安規定に基づく下位文書（非常事態対策基準等[※]）の改正を行い、その内容について、関係者への周知、教育訓練を行う。具体的な例としては、以下のとおりである。

◎非常事態対策基準

○手順の変更を伴うもの（教育訓練を実施）

- ・「緊急時対策所非常用空気浄化設備運転」に係る手順の変更

○手順の変更を伴わないもの（通常の規定文書改正に伴う周知を実施）

- ・建屋名称変更

（緊急時対策所（指揮所）→緊急時対策所（緊急時対策棟内））

※それ以外の改正する下位文書は補足説明資料2に整理している。

あらかじめの教育に該当する手順の変更について、教育訓練を実施するとともに、教育訓練の完了は訓練センター所長が確認したことをもって完了とする。

下位文書の改正及び周知については、保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）に基づく対応をもって完了とする。

上記のように設備面、運用面での確認が全て完了したことをもって、適用日を定めて緊急時対策所（緊急時対策棟内）を運用開始する予定である。（規定文書は運用開始をもって適用する。）

資機材等（防護具、飲料水等）については、緊急時対策所（指揮所）から緊急時対策所（緊急時対策棟内）への変更に伴う移動は発生しない。